

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会顕彰規程

制定 昭和63年4月1日

改正平成16年5月28日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉に功労のあった者、社会福祉活動に協力援助した者及び社会福祉にかかわる善行者に対し、会長が表彰又は感謝の意を表し、その功をたたえ労をねぎらって顕彰し、もって今後の社会福祉事業の進展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう顕彰とは、表彰及び感謝をいう。

(感謝の対象)

第3条 感謝は、9月1日を基準として、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、この規程により既に表彰を受けた者は、除くものとする。

- (1) 社会福祉推進者として10年以上従事している者
- (2) その他、本会並びに社会福祉の進展に大きく協力した者及び団体

(表彰の対象)

第4条 表彰は、9月1日を基準として、次の各号のいずれかに該当する者に対して、これを行うものとする。ただし、この規程により既に表彰を受けた者は、除くものとする。

- (1) 民生委員・児童委員、保護司として10年以上在職している者
- (2) 社会福祉推進団体に10年以上在職し、代表者として5年以上従事している者
- (3) 平塚市社会福祉協議会の役員及び評議員等として10年以上在職している者
- (4) その他、特別に会長が認める者及び団体

2 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当し、既に感謝を受けた者に対して、これを行うものとする。

- (1) 社会福祉推進団体の役員として5年以上従事している者
- (2) 社会福祉推進団体に永年従事している者及び団体
- (3) その他本会並びに社会福祉の進展に大きく寄与していると認める者及び団体

(社会福祉特別功労者表彰の対象)

第5条 社会福祉特別功労者表彰は、永年社会福祉の増進に尽力し、その功績が特に顕著なものに対して、これを行うものとする。

2 前項に規定する表彰の推せんについては、平塚市社会福祉協議会会長が行うこととする。

(顕彰の方法)

第6条 顕彰は、評議員会又は社会福祉大会等においてこれを行い、第3条の規定による感謝は感謝状を、第4条の規定による表彰は表彰状を、第5条の規定による社会福祉特別功労者表彰は特別表彰状を贈り、その功労をたたえる。

(推薦の方法)

第7条 顕彰候補者推薦は、関係団体等の代表者及び本会会長が行う。

(顕彰者の決定)

第8条 顕彰を受ける者及び団体は、理事会で審査してこれを決定する。

(委任)

第9条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会表彰規程（昭和50年4月15日制定）により既に表彰及び感謝を受けた者は、対象から除外するものとする。
- 3 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会表彰規程（昭和50年4月15日制定）は、これを廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年6月1日から施行する。